

令和4年2月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 9件
(うち電子レンジ2件、レンジフード1件、電気衣類乾燥機1件、
サーキュレーター2件、電気オーブン1件、食器乾燥機付き流し台1件、
電気がま1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うちライター(使い切り型)1件、除湿乾燥機1件、
こたつヒーター1件、電気温風機(加湿機能付)1件、抱っこひも1件、
電子レンジ1件、食器洗い乾燥機(ビルトイン式)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A201900551、A201900988、A201901177、A202000116、A202000202、A202000248、A202000581、A202000632、A202000973を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：加藤、鈴木、笹島

電話：03(3507)9204(直通)

FAX：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201900551	令和元年9月24日	令和元年10月4日	電子レンジ	DR-D259	ツインバード工業株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は高圧トランスの二次側巻線の絶縁不良により、レイヤショートが生じ、発熱、発煙に至ったものと推定される。	群馬県	令和元年10月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900988	令和元年11月30日	令和2年1月6日	電子レンジ	MRH-580	日立ホームテック株式会社(現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、メイン基板から出火したものと考えられるが、焼損が著しく、一部が焼失して確認できないことから、事故原因の特定には至らなかった。	岐阜県	令和2年1月10日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201901177	令和2年1月5日	令和2年2月27日	レンジフード	VT-601	タカラスタンダード株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品内部を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品に組み込まれていたコンデンサーが短絡し、コンデンサー内部のヒューズが切れなかったことで異常発熱し、出火したものと推定されるが、コンデンサー素子の一部が焼失していたことから、短絡の原因及びヒューズが切れなかった原因の特定には至らなかった。	東京都	令和2年3月3日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000116	令和元年12月21日	令和2年5月21日	電気衣類乾燥機	T781-50	株式会社ツナシマ商事 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、長期使用(12年10か月)により、ファン及びドラム共用モーターの始動用コンデンサーの静電容量が低下したため、モーターが始動せずファンが停止し、堆積したほこりがヒーターの発熱で焦げ、発煙に至ったものと推定される。	東京都	令和2年5月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000202	令和2年6月13日	令和2年6月26日	サーキュレーター	KJ-D994	ツインバード工業株式会社 (輸入事業者)	火災	事業所で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、モーター巻線においてレイヤショートが発生し、巻線の表面の温度ヒューズが切れなかったため出火したものと推定されるが、焼損が著しく、温度ヒューズが切れなかった原因の特定には至らなかった。 なお、取扱説明書には、「業務用などに使用しない。」旨、記載されていたが、長時間使用による出火の危険性について記載されていなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都	令和2年6月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000248	令和2年6月30日	令和2年7月10日	電気オープン	TS-4118	ツインバード工業株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、使用者が当該製品のドア上部を開けて使用中にその場を離れていたため、手入れ不足等により堆積した食品カスが過熱され発火し、ドア上部から庫外に延焼したものと推定される。また、当該製品はドア上部が開いた状態で保持できる仕様であったが、取扱説明書にドア上部が開いた状態での使用方法について記載されていなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。 なお、取扱説明書には、「使用中に製品から離れない。」「使用後はその都度きれいにする。」旨、記載されている。	埼玉県	令和2年7月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000581	令和2年10月30日	令和2年11月11日	サーキュレーター	KJ-D997	ツインバード工業株式会社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、ファンモーター巻線がレイヤショートして異常発熱し、出火したものと推定されるが、温度ヒューズは切れており、異常発熱してから温度ヒューズの動作までに時間を要した原因の特定には至らなかった。 なお、取扱説明書には、「業務用などに使用しない。」旨、記載されていたが、長時間使用による出火の危険性について記載されていなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都	令和2年11月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000632	令和2年11月19日	令和2年11月30日	食器乾燥機付き流し台	CKND-165TL	タカラスタンダード株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、長期使用(33年)により、モーター巻線の絶縁性能が低下し、レイヤショートして出火に至ったものと推定される。	埼玉県	令和2年12月4日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000973	令和3年2月16日	令和3年3月18日	電気がま	RZ-CA10	日立ホームテック株式会社(現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	火災	当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、インバーター基板から出火したものと考えられるが、インバーター基板の焼損が著しく、一部が焼失して確認できないことから、事故原因の特定には至らなかった。	神奈川県	令和3年3月23日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100866	令和3年11月13日	令和4年2月9日	ライター(使い切り型)	重傷1名	当該製品を点火したところ、額に火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年1月31日
A202100867	令和4年1月19日	令和4年2月9日	除湿乾燥機	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和4年2月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100868	令和3年12月1日	令和4年2月9日	こたつヒーター	火災	当該製品及び建物1棟を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年2月3日
A202100869	令和4年2月2日	令和4年2月10日	電気温風機(加湿機能付)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100870	令和4年2月3日	令和4年2月10日	抱っこひも	重傷1名	当該製品を使用して乳児(1か月)を抱っこしてしゃがんだところ、乳児が転落し、頭部を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202100871	令和4年1月30日	令和4年2月10日	電子レンジ	火災	当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和4年2月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100872	令和4年2月4日	令和4年2月10日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	製造から20年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
 該当案件なし

電子レンジ（管理番号:A201900551）



電子レンジ（管理番号:A201900988）



レンジフード（管理番号:A201901177）



電気衣類乾燥機（管理番号:A202000116）



サーキュレーター（管理番号:A202000202）



電気オーブン（管理番号:A202000248）



サーキュレーター（管理番号:A202000581）



食器乾燥機付き流し台（管理番号:A202000632）



電気がま（管理番号:A202000973）

